

あかの民商ニュース

個人事業主で譲渡所得があった方

事業用の資産（車両・機械・工具・備品等）の売却があった方。

昨年、事業用のトラックを売却をした会員さんが売却額はどうすればよいかと相談がありました。

事業用の資産売却は譲渡となりますので、総合課税の譲渡所得となります。

売却額から必要経費等を差し引きます。（長期譲渡【保有期間が5年超】であれば特別控除50万円を差し引きます）

消費税の課税事業者の方

消費税の課税事業者である場合、事業用資産（車両・機械・工具・備品等）売却は譲渡所得となりますが、消費税申告では、課税売上として申告しますので、計上・計算もれないようにしましょう。

青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書について

青色専従者給与を増額して支給したいという相談がありました。

届出書の範囲内での支給しか認められていませんので、増額する場合は、「青色事業専従者給与に関する変更届出書」を提出する必要があります。

届出書に控えがありませんので、コピーをとっておくか2部作成し返信用封筒作成し控えを押し印してもらい送り返してもらったほうがよいでしょう。

今年は無税事業者なのに消費税申告書

無税事業者なのに「消費税の申告書」が入って来た方はいませんか？

基準期間に課税売上が1千万円以下になったのに「消費税の課税事業者でなくなった旨」の届け出を提出していないと消費税の申告書が送られてきます。速やかに「消費税の課税事業者でなくなった旨の届出書」を提出しましょう。

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1878

商売くらしに役立つ！
全国
商工新聞
月/500円

3・13重税反対全国統一行動 阿賀野集会日程きまる

- 日時 3月13日(月) 午後2時開催
- 会場 水原公民館3F 大会議室 (予定)
今年はデモ行進やります！
- 申告書提出は水原総合体育館の玄関内となります

支部別申告相談会日のご案内

- 安田支部 2月26日(日) 10時～15時 民商会館2階
- 笹神支部 3月5日(日) 9時～15時 ふれあい会館
- 水原支部 3月4日(土) 13時～16時 民商会館2階
3月5日(日) 10時～15時 民商会館2階

申告期日と口座振替日

- 所得税の確定申告は3月15日まで
- 消費税の確定申告は3月31日まで
- 所得税の口座振替は4月24日
- 消費税の口座振替は4月27日



金融機関から通知がきた

民商に金融機関から『「お客さま情報」の確認に関する協力をお願い』という通知書が届きました。

新車の窃盗集団が事業所や個人情報を引き出そうとしての通知かと銀行に行ったときに確認してきましたが、どうやら本当に金融機関が出した通知書でした。

個人にも金融機関から同じような通知書が届いています。よく確認してから書類等を提出しましょう。あくまで「協力をお願い」ですから。

